○九州地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十六日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　一般国道二百二十五号

供用開始の区間　鹿児島市平川町字鬼ヶ谷六〇九〇番五から同市平川町字火郡六〇三一番一まで

供用開始の期日　平成二十四年四月二十六日

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

四月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

関西電力管内の電力需給に関する質問主意書（河野太郎提出）

「個人債務者の私的整理ガイドライン」の利用状況に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

答弁書受領

四月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員河野太郎提出「試し出勤」についての官民格差に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

四月二十四日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十三年度食料・農業・農村の動向」に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十四年度食料・農業・農村施策」についての文書

参議院

質問主意書提出

四月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

風力発電を始めとする再生可能エネルギーの導入等に伴う措置に関する質問主意書（長谷川岳提出）（第九三号）

答弁書受領

四月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤井基之提出後発医薬品の使用促進と医療費改定に関する質問に対する答弁書（第八四号）

報告書提出

四月二十四日委員長から次の報告書を提出した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案（閣法第五八号）審査報告書

報告書及び文書受領

四月二十四日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十三年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十四年度食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。

人事異動

内閣

国務大臣

小川　敏夫

国家公安委員会委員長松原仁帰朝につき国家公安委員会委員長事務代理を免ずる

同

小川　敏夫

内閣府特命担当大臣松原仁帰朝につき内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）事務代理を免ずる（以上四月二十三日）

財務官

中野　武彦

（大臣官房審議官）財務事務官

門間　大吉

（大臣官房参事官）同

石井菜穂子

（アジア開発銀行理事）同

小口　一彦

アジア開発銀行総務公第四十五回年次総会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十四年五月十九日までとする（各通）

（静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事・静岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事

山﨑　勉

兼官を免ずる（以上四月二十四日）

法務省

市三　嘉彦　津﨑　秀樹

地方更生保護委員会委員（近畿地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）（四月三日）

○官吏死亡

東京区検察庁副検事髙田尊子は、一月十九日死亡

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　塚越　保祐

関税局長兼税関研修所長柴生田敦夫外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（四月二十二日）

（財務省関税局総務課長）財務事務官　藤城　眞

（財務省関税局関税課長）同　岸本　浩

（財務省関税局監視課長）同　菊川　正博

（財務省関税局業務課長）同　臼杵　芳樹

（財務省関税局調査課長）同　柴田　直彦

（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長）経済産業事務官　吉田　泰彦

阿部　克則　石原　伸志　狗飼　洋

神谷　憲一　田口　尚志　名和　聖高

長谷川聰哲

第四十六回通関士試験試験委員を委嘱する（各通）（四月二十三日）

官庁報告

官庁事項

独立行政法人労働政策研究・研修機構の第３期中期目標の公表について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定め、平成24年３月２日に指示したので、同項の規定に基づき公表する。

平成24年４月26日

厚生労働大臣　小宮山洋子

独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標（第３期）

（前文）

グローバル化に伴う経済環境や企業行動の変化、人口減少社会の進展や所得格差の拡大等の社会の変化など、我が国の労働市場を取り巻く環境は大きく変化してきている。このような中で、厚生労働省がこれらの課題に的確に対応した労働政策を適切に企画立案及び推進していくためには、労働政策の企画立案及びその効果的かつ効率的な推進に資する質の高い労働政策研究及び労働行政職員研修が確実に実施されることが必要不可欠である。

独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）は、第２期中期目標期間においては、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成14年法律第169号）第３条にも規定されているように、労働政策の企画立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与するという目的の下、業務全般について中期目標及び中期計画に沿った取組を行い、特に業務運営の効率化に関する取組については、数値目標を上回る取組を行ってきたところである。

第３期中期目標期間においては、機構に課せられた当該目的の下、国が独立行政法人に実施させるべき業務に特化し、その質の確保を図りつつ、より一層厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に資する労働政策研究及び労働行政担当職員研修を効果的かつ効率的に実施するものとする。

第１　中期目標の期間

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号、以下「通則法」という。）第29条第２項第１号の中期目標の期間は、平成24年４月から平成29年３月までの５年とする。

第２　業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第２項第２号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

１　内部統制の充実・強化

内部統制については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの評価等を踏まえ、更に充実・強化を図ること。

２　組織運営体制の見直し

(1)　「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」（平成24年１月20日閣議決定）に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合についての検討を行うこと。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づく労働大学校の国への移管についても準備を進めること。